茨木市創業支援ネットワーク

茨木市で創業したい方・創業後間もない方をサポートするため、
連携して取り組んでいる下の５つの機関です。

茨木市 くらし産業環境部 産業振興課



茨木市駅前三丁目８番１３号　市役所本館７階
☎ 072-620-1620　　FAX 072-627-0289

茨木商工会議所



茨木市岩倉町２番１５０号
立命館いばらきフューチャープラザ（B棟）１F
☎ 072-622-6631　　FAX 072-622-6632

日本政策金融公庫 吹田支店



吹田市朝日町２７番１４号
☎ 0570-068846（ナビダイヤル）　FAX 06-6319-4312

北おおさか信用金庫 本店営業部



茨木市西駅前町９番３２号
☎ 072-625-1221　　FAX 072-625-9225

きたしん総合研究所



豊中市岡町１番１号きたしん豊中ビル５階
☎ 06-6151-2750　　FAX 06-6151-2670

（令和８年１０月現在）

創業の一歩を、確かな未来へ。

茨木市特定創業支援等事業



対象

① 現在事業を営んでおらず、これから市内で創業する方

② 創業してから５年未満の方（個人事業主としての期間も含む）

（事業承継や２店舗目、現在営んでいる事業を継続しながら新事業を始める場合は対象外）

特定創業支援等事業とは？

茨木市創業支援ネットワークで実施される個別指導・集団指導を通じて、創業に必要な「経営」「財務」「人材育成」「販路開拓」の４分野の知識を習得することができる事業です。



４分野の受講が完了すれば、市の窓口で
「特定創業支援等事業を受けた証明書」
を申請・取得することができます。

証明書を取得すると、さまざまなメリットを受けられます！

1 登録免許税の軽減（法務局）

法人を設立する際、登記にかかる登録免許税が軽減されます。

株式会社・合同会社
資本金の 0.7% → 0.35%

例）株式会社15万円→7.5万円
　　合同会社6万円→3万円
　　（最低税率の場合）



※すでに会社を設立した方が組織変更を行う場合は対象外

2 創業関連保証の特例（信用保証協会）

創業関連保証が事業開始の６か月前（通常１,２か月前）から利用できるようになります。

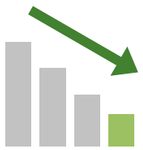
創業前の早い段階から保証を利用した資金調達が可能になります。



※別途審査があります

3 融資の金利引き下げ（日本政策金融公庫）

日本政策金融公庫（吹田支店）の新規開業・スタートアップ支援資金を、通常より引き下げられた利率で利用できるようになります。



※融資には別途審査があります。

4 創業支援利子補給制度（茨木市）

証明書取得後、以下の各融資制度の実行を受けた方は、支払った利子の１％相当分の補助を市から受けられます。

①大阪府の開業・スタートアップ応援資金（600万円超※）
②日本政策金融公庫の各融資制度
③北おおさか信用金庫独自の融資制度（プロパー融資）

※600万円以下の場合は市の信用保証料補助制度があります。
※補助の申請には別途要件があります。

証明書取得の流れ

1 申し込み



茨木市産業振興課で
個別指導の申し込み(予約)
もしくは
各機関でセミナーの申し込み

2 受講



各支援機関で経営・財務・人材育成・販路開拓について１回ずつ指導を受講
（１週間に１分野）

3 証明書の申請・発行



事業内容が固まったら
茨木市産業振興課の窓口で
証明書の申請
→申請から３日程度で
発行が完了

創業後５年未満の方は、開業届または法人設立届/登記事項証明書の提出が必要です。

受講方法と支援項目

個別指導と集団指導（セミナー）の２タイプあります。

個別指導

各機関で受講可能な項目　※個別指導は、一週間につき１分野まで受講可能

	経営	財務	人材育成	販路開拓
茨木市（月・木・金）	○	―	―	○
茨木商工会議所	○	○	○	○
日本政策金融公庫 吹田支店	○	○	―	―
北おおさか信用金庫	○	○	―	○

集団指導（セミナー）

実施時期が年度によって異なるので、詳細は各機関にお問い合わせください。

起業塾（年一回程度） （茨木商工会議所）	○	○	○	○
経営者大学 （きたしん総合研究所）	○	○	○	○
茨木で夢をかなえる！ 創業セミナー（茨木市）	○	―	―	―